

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部教授会規程」

平成 16 年 4 月 1 日

全 部 改 正

最近読替改正 平 27. 4. 9

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大阪大学組織規程の一部改正（平成 19 年 10 月 1 日施行）附則第 4 項（大阪外国語大学の教育課程の履修等に関する経過措置）の規定に基づく読替え後の大阪外国語大学学則第 4 条第 8 項の規定に基づき、旧大阪外国語大学外国語学部（以下「旧外国語学部」という。）教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第 2 条 旧外国語学部教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるものとする。

- (1) 旧外国語学部の教育課程の編成等に関する事項
- (2) 旧外国語学部の学生の卒業に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 旧外国語学部の学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (4) 旧外国語学部の教員（非常勤講師に限る。）の人事に関する事項
- (5) 旧外国語学部の諸規程の制定及び改廃に関する事項

2 旧外国語学部教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び学部長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 旧外国語学部教授会は、平成 19 年 9 月 30 日時点において旧外国語学部教授会の構成員であった者（当該者が異動した場合の後任者を含む。）をもって組織する。

(議長及び副議長)

第 4 条 旧外国語学部教授会に議長を置き、大阪大学外国語学部長をもって充てる。

2 旧外国語学部教授会に副議長 2 人を置き、構成員のうちから議長が指名する者をもって充てる。

3 議長は、旧外国語学部教授会を主宰する。

4 議長は、あらかじめ副議長のうちから、議長に事故があるときにその職務を代理する者を定めておかなければならない。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。（議事）

第 5 条 旧外国語学部教授会は、その構成員（次の各号に掲げる者を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- (1) 海外渡航（私事渡航を除く。）中の者
- (2) 休職中の者
- (3) 病気療養中の者
- (4) 特別休暇（出産前後の休暇に限る。）中の者
- (5) 育児休業（部分休業を除く。）中の者

2 旧外国語学部教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を旧外国語学部教授会に出席させ、その意見を聴くことができる。

第 7 条 削除

(常置委員会)

第 8 条 旧外国語学部教授会に、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、次に掲げる委員会（以下「常置委員会」という。）を置く。

- (1) 旧外国語学部総務委員会
- (2) 削除
- (3) 旧外国語学部学務委員会

2 常置委員会は、その調査審議の結果を旧外国語学部教授会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、常置委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 条及び第 10 条 削除

(庶務)

第 11 条 旧外国語学部教授会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部 箕面事務室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、旧外国語学部教授会の運営に関し必要な事項は、議長が旧外国語学部教授会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。